

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名	中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の見直しに伴う 税制上の所要の措置
税 目	所得税、法人税、相続税

要 望 の 内 容	就業期間の長期化や物価・賃金の上昇などの社会経済の情勢の変化を踏まえ、退職後も見据えた事業主による処遇改善に向けた取組を進めるとともに勤労者自身の財産形成を支援する観点から、中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成貯蓄制度について、それらの施策の充実を図る必要がある。 【中小企業退職金共済制度（中退共制度）について】 ●制度の概要 中退共制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とする制度である。同制度には、主に常用労働者を対象とする中小企業退職金共済と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする特定業種退職金共済があり、後者については、建設業退職金共済、清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の3つの共済からなる。税法上の取扱いとして、掛金は損金又は必要経費として扱われ、また、退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除、分割して受け取る場合には公的年金等控除の適用が認められている。 ●足下の検討課題・要望 中小企業の労働者等の処遇改善や技能労働者の担い手の確保等を図る観点から、同制度の掛金のあり方や制度間移行の拡充を含む制度の見直しについて労働政策審議会（中小企業退職金共済部会）で検討を行っているところ、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 【勤労者財産形成貯蓄制度（財形制度）について】 ●制度の概要 財形制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う財形貯蓄制度と同制度を利用する勤労者を対象にその住宅の取得等に係る資金を融資する財形持家融資制度からなる。このうち、財形貯蓄制度は一般財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の3つの制度からなるが、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、両制度合わせて 550 万円（財形年金貯蓄のみの場合で生命保険の掛金等の場合は 385 万円）まで利子等が非課税とされている。 ●足下の検討課題・要望 高齢期における就業の進展や賃金の上昇、住宅価格の高騰等を踏まえ、同制度が今後も勤労者の生活の安定に資するものとなるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢（現行は 55 歳未満）や非課税限度額の引上げを含む財形制度の各種要件・手続き等の見直しについて労働政策審議会（勤労者生活分科会）で検討を行っているところ、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 【関係条文】 所得税法（昭和 40 年法律第 96 号）第 30 条及び第 31 条 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条、第 4 条及び第 44 条 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 6 条 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 64 条、第 72 条及び第 82 条の 2 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 135 条 等
----------------------------------	--

		▲1,580 百万円 ※内訳 (中退共制度) ▲1,407 百万円 (財形制度) ▲173 百万円
	平年度の減収見込額	
	(制度自体の減収額)	(▲4000 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 就業期間の長期化や物価・賃金の上昇などの社会経済の情勢の変化を踏まえ、退職後も見据えた事業主による処遇改善に向けた取組を進めるとともに勤労者自身の財産形成を支援する観点から、中退共制度及び財形制度の充実を図るもの。 (2) 施策の必要性 【中退共制度について】 物価や賃金の上昇への対応や技能労働者の担い手確保等のため、中小企業で働く従業員の退職後の生活を含めた処遇の改善が可能となる魅力ある制度とする必要がある。 具体的には、掛金のあり方に関し、例えば、昨今の物価や賃金の情勢の変化を踏まえ掛金月額又は日額の上限を上げるほか（※）、事業主の実情や雇用環境の変化に対応するため、加入できる事業主の範囲・取扱いや制度間移行を含む制度の見直しを行う必要がある。 ※ 中小企業退職金共済の掛金月額の上限は平成7年の引上げ以来3万円、特定業種退職金共済の掛金日額の上限は平成14年の引上げ以来800円となっている。なお、掛金の取扱いに関しては、現行では法律事項となっている掛金の範囲を政令に委任すること、また、中小企業退職金共済の掛金月額単位の見直し等も検討している。 また、特定業種退職金共済については、現行では業種ごとに単一でなければならないとされている掛金日額について、特に建設業退職金共済において技能労働者の経験や技能に応じた処遇改善のニーズが高まっていることを踏まえ、通常の掛金に加え、技能労働者の経験や技能に応じた付加的な掛金を納付することが可能となるよう措置する必要がある。 上記の点については、労働政策審議会（中小企業退職金共済部会）において労使双方の委員から早急に見直しを行うべきとの意見が出ている。 【財形制度について】 高齢期における就業の進展や賃金の上昇、住宅価格の高騰等を踏まえ、退職後も見据えて勤労者の生活の安定に資する魅力ある制度とする必要がある。 具体的には、物価の上昇や住宅価格の高騰に加え、借入金利の上昇に伴う住宅購入時の頭金の重要性の高まりなど、社会経済情勢の変化に対応するため、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を上げる必要がある。 また、改正高齢者雇用安定法の施行（令和3年施行）により、70歳までの雇用確保が努力義務化されるなど、高齢期の就業率が高まる中、高齢期の就業期間における自主的な貯蓄の努力を支援するため、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の上限（現行は55歳未満）を上げることのほか、財形制度全般の利便性の向上のため、ポータビリティや事務手続等の観点での見直しを行うことも必要となっている。 上記の点については、労働政策審議会（勤労者生活分科会）において労使双方の委員から早急に見直しを行うべきとの意見が出ている。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること				
		政策の達成目標	【中退共制度について】 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。（目標値：過年度実績を踏まえた中期目標期間中の新たな新規加入被共済数目標について、年度毎の目標値を設定。） 【財形制度について】 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。（目標値：毎年度、前年度実績に変動率を乗じた数を上回る。）				
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置				
		同上の期間中の達成目標	—				
	政策目標の達成状況	○中小企業退職金共済の新規加入被共済者数					
		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
目標値		319,000人	360,000人	345,000人	330,000人		
実績値	363,018人	360,877人	354,647人	353,206人			
	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数						
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	目標値	6,507,350件	6,156,328件	5,766,496件	5,378,966件		
実績値	6,416,704件	6,043,125件	5,671,415件	5,294,089件			
有効性	要望の措置の適用見込み	両制度は、事業主及び勤労者において幅広く利用されている。本措置に係る制度の見直しは、経済環境や雇用環境等の変化に即して行うものであり、両制度の一層の普及・活用促進に資するものである。					
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	【中退共制度について】 物価や賃金の上昇への対応や技能労働者の担い手確保等のため、中小企業で働く従業員の退職後の生活を含めた処遇の改善が可能となる魅力ある制度とするものであり、制度の普及促進の効果が期待され、もって豊かで安定した勤労者生活の実現に資するものである。 【財形制度について】					

			住宅価格を含む物価や賃金の上昇や高齢期の就業の進展がみられる中、財形制度を活用しやすい魅力ある制度とするものであり、制度の普及・活用促進の効果が期待され、もって豊かで安定した勤労者生活の実現に資するものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	【中退共制度について】 中小企業退職金共済法第 83 条に規定する掛金助成に係る補助令和 9 年度概算要求額 6, 803 百万円（労災勘定・雇用勘定） 【財形制度】 —
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【中退共制度について】 中小企業退職金共済法第 83 条に規定する掛金助成に係る補助は、例えば、中小企業退職金共済について新たに加入する事業主に掛金月額 2 分の 1 を加入後 1 年間助成すること等のため措置であり、税制上の措置と合わせて中退共制度の普及促進に資するものである。 6, 803 百万円（労災勘定・雇用勘定） 【財形制度】 —
		要望の措置の妥当性	本措置は、住宅価格を含む物価や賃金の上昇、人手不足の深刻化など社会経済の情勢の変化を踏まえて行う制度の見直しであり、中退共制度及び財形制度の普及・活用促進に資するものとして、豊かで安定した勤労者生活の実現を図るという政策目的に照らして妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		【中退共制度について】（契約件数、減収額） 金額は各共済の掛金収納額等より推計 令和 5 年度 55.9 万件 110, 465 百万円 令和 6 年度 55.7 万件 110, 865 百万円 令和 7 年度 55.5 万件 111, 304 百万円 【財形制度について】（契約件数、減収額） 金額は財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利用実績より推計 令和 5 年度 179.1 万件 2, 599 百万円 令和 6 年度 166.1 万件 3, 207 百万円 令和 7 年度 154.5 万件 4, 052 百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	【中退共制度について】 掛金を損金又は必要経費に算入することにより、共済契約者（事業主）の負担が軽減されるため、中退共制度の普及促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。 【財形制度について】 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利子非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		【中退共制度について】 ・平成7年度税制改正要望 中小企業退職金共済の掛金月額上限の引上げ（2万6千円→3万円） ・平成14年度税制改正要望 特定業種退職金共済の掛金日額上限の引上げ（450円→800円） ・平成22年度税制改正要望 同居の親族のみを雇用する事業主における中小企業退職金共済への加入 【財形制度について】 ・平成5年度税制改正要望 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額の引上げ（500万円→550万円） ・令和7年度税制改正要望 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の引上げ（要望取下げ）